

健康保険法第3条第2項被保険者
を雇用される事業主の皆様へ

健康保険料（介護保険料）が令和6年4月1日から、 改正されます。

介護保険料率の変更にともない、介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者分の健康保険印紙の券種の一部が変更されます。「健康保険被保険者手帳」に貼付していただく健康保険印紙は、令和6年4月1日以降は新しい健康保険印紙をご使用ください。

なお、旧健康保険印紙は、令和6年3月31日までの販売となります。

〈新しい保険料額表〉

…令和6年4月1日から変更となる部分

標準賃金日額		賃金日額		保 険 料 日 額					
				介護保険第2号被保険者 に該当しない方			介護保険第2号被保険者 に該当する方		
等級	日額			被保険者	事業主	合計額	被保険者	事業主	合計額
第1級	円 3,000	円以上	円未満 ~ 3,500	円 150	円 240	円 390	円 170	円 270	円 440
第2級	4,400	3,500	~ 5,000	220	350	570	255	405	660
第3級	5,750	5,000	~ 6,500	285	455	740	330	530	860
第4級	7,250	6,500	~ 8,000	360	580	940	420	680	1,100
第5級	8,750	8,000	~ 9,500	435	705	1,140	505	815	1,320
第6級	10,750	9,500	~ 12,000	535	865	1,400	620	1,000	1,620
第7級	13,250	12,000	~ 14,500	660	1,070	1,730	765	1,235	2,000
第8級	15,750	14,500	~ 17,000	785	1,265	2,050	910	1,470	2,380
第9級	18,250	17,000	~ 19,500	910	1,470	2,380	1,055	1,705	2,760
第10級	21,250	19,500	~ 23,000	1,060	1,710	2,770	1,230	1,990	3,220
第11級	24,750	23,000	~	1,235	1,995	3,230	1,435	2,325	3,760

※ 今回変更となる健康保険印紙は、介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者分のみです。これ以外の健康保険印紙は従来どおりです。

旧健康保険印紙の買い戻しについて

旧健康保険印紙は令和6年4月1日以降使用できませんので、令和6年4月1日から令和6年9月30日までに健康保険印紙を販売する郵便局で買い戻しの請求を行ってください。（この期限を過ぎた場合、買い戻しの請求に応じることができませんので、買い戻しの請求は忘れずに行ってください。）

なお、今回の変更にもなう旧健康保険印紙の買い戻しの請求は、年金事務所長の確認は必要ありません。